

分野	2 住宅・土地・公共工事 (5) 公共工事	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	環境アセスメントの充実		
意見・要望等の内容	環境アセスメント法の施行状況を把握し、制度の見直しの必要性について検討することが求められる。		
関係法令	環境影響評価法	共管	対象事業所管官庁
制度の概要	規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境影響を調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体、環境省などから意見を聴取し、それらを踏まえた環境の保全についての適正な配慮を確保する制度。		
中間公表資料との関係	環境省関係 1 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：未定)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	【 2 環境関係 ( 1 ) 環境分野の基本方針 】 環境アセスメントの充実を検討		
(説明)	<p>環境影響評価法は、平成11年6月に全面施行されたところであり、方法書に始まる全ての手続を実施した事例は少ないながら出てきており、その施行状況を把握しているところである。</p> <p>また、環境影響評価法に対応した技術手法に係る調査検討、一般住民や地方公共団体への情報提供、技術的支援の充実、専門家の技術の向上等を図るとともに、個別の案件について審査し、環境大臣意見を提出し、同法の適正な運用を図っている。</p> <p>これらを踏まえ、必要に応じ、制度の充実・改善のための検討を行う。</p>		
担当局課室名	総合環境政策局環境影響評価課		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (5) 公共工事	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会、規制改革委員会
項目	公共事業におけるパブリック・インボルブメント等の活用		
意見・要望等の内容	公共事業については、パブリック・インボルブメント等の活用により、国民が真に求める公園など生活関連社会資本の整備や環境保全、高度情報化、少子高齢化社会に対応した社会資本の充実、災害復旧事業に重点化する。また、安全性確保の観点から、経年劣化した社会資本の修繕事業を重視する。		
関係法令	なし	共管	公共事業関係省庁
制度の概要			
中間公表資料との関係	環境省関係 2 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	【10 住宅・土地・公共工事関係 (3) 個別事項 イ公共工事 パブリック・インボルブメントの活用】 事業の計画策定手続におけるパブリック・インボルブメントについて在り方を検討		
(説明) 自然公園等事業では、自然環境を保全しつつ、国民が安全で快適に自然とふれあうことができる施設の整備を行っている。その整備に当たっては、環境保全や高齢者対策等の配慮を行っている。これらの事業については、自然公園法に基づく公園計画にのっとり実施されているが、この公園計画については、国民一般にパブリックコメントを求めるとともに、学識経験者等から成る審議会の意見を頂くなど適正な手続を経て決定されているところである。今後とも自然公園等事業の適正な実施に努めるとともに、特に計画段階でのパブリック・インボルブメントの活用の在り方等について検討することとしたい。 なお、自然公園利用者の安全の確保については、従前より配慮してきたところであり、今後とも経年劣化した物件の修繕について引き続き重視していくこととしたい。			
担当局課室名	自然環境局自然環境整備課		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (5)公共工事	意見・要望提出者	(社)関西経済連合会	
項目	公共工事における現場写真のデジタル化			
意見・要望等の内容	デジタル写真の採用を全面的に認める。			
関係法令	なし	共管	公共事業関係省庁	
制度の概要				
中間公表資料との関係	環境省関係 3 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	該当なし			
(説明)	自然公園等事業における現場写真については、デジタルカメラの使用を特に制限していない。			
担当局課室名	自然環境局自然環境整備課			

分野	2 住宅・土地、公共事業 (5)公共事業	意見・要望提出者	個人
項目	ホームページによる一般公募とインターネット上での入札方法		
意見・要望等の内容	入札方法について、物品に関して既にインターネットによるシステムが研究されているのに、公共工事は除かれているのはどうしても理解ができない。		
関係法令	なし	共管	公共事業関係省庁
制度の概要			
中間公表資料との関係	環境省関係 4 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし		
(説明)	<p>本件については、環境省では公共事業の一般入札の事例がほとんどないため、公共事業関係省庁の方針決定を踏まえて、対応をしていくこととする。</p>		
担当局課室名	大臣官房会計課		

分野	3 情報・通信関係 (6)社会・行政の情報化	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会
項目	許認可等の審査・処理の迅速化・簡素化		
意見・要望等の内容	環境関連の法に基づく届出書、許認可申請書の電子化		
関係法令	自然公園法等	共管	なし
制度の概要			
中間公表資料との関係	環境省関係 5 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成15年度まで)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	【 1 I T 関係 ( 3 ) 個別事項 エ社会・行政の情報化の推進 行政の情報化 b 申請・届出手続の電子化】 国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。		
(説明) 「申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み」を受け、平成15年度までに書面による手続に加え、手続のオンライン化を図る実施計画としての「環境庁申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」を昨年10月に策定したところである。 (参考) 自治事務については、「自治事務等に係る申請・届出等手続のオンライン化の推進に関する政府の取組方針」(平成12年12月20日行政情報システム各省庁連絡会議了承)において、地方公共団体からの要望、国民等からの要望を踏まえ、各省庁は平成13年春から夏にかけてアクションプランを策定することとしている。			
担当局課室名	大臣官房総務課環境情報室		

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1)公害等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	公害健康被害補償法に基づく提出事項の簡略化			
意見・要望 等の内容	<p>汚染負荷量賦課金の申告のために硫黄酸化物の排出量を算定し、報告する際、硫黄分を含まない燃料の使用量についても報告することとされている。</p> <p>硫黄分を含まない燃料の使用量については、硫黄酸化物の排出量に関係ないため、報告対象から外すべきである。</p>			
関係法令	公害健康被害の補償等に関する法律第55条	共管	なし	
制度の概要	<p>ばい煙発生施設等設置者は、硫黄酸化物の排出量に応じて、汚染負荷量賦課金を公害健康被害補償予防協会に申告・納付することになっている。その際、硫黄酸化物の排出量は、燃料等の硫黄含有割合と使用量から算定されるため、燃料等の月別使用量を申告書算定様式に記載することとしている。</p>			
中間公表資料との関係	環境省関係 6 頁			
状況	<p>措置済・措置予定      検討中      措置困難      その他</p> <p>(実施(予定)時期：平成13年3月)</p>			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
<p>(説明)</p> <p>硫黄分を含まない燃料の使用量を全く要しないこととした場合には、現在は硫黄分を含む燃料を使用してはいないが、硫黄分を含む燃料を使用することも可能な施設についてその存在自体を把握できないことになり、汚染負荷量賦課金の的確な徴収に支障が生じるおそれがあるため、このような措置は適当ではない。</p> <p>しかし、御指摘のような意見も踏まえ、平成13年度以降は、硫黄分を含まない燃料を使用する施設については、月別使用量を記載する必要はなく年間合計量のみの記載とすることができることとし、これを申告の手引書に記載して周知を図ることとする。</p>				
担当局課室名	環境保健部企画課			

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1)公害等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	コジェネ設備等のばい煙排出等の規制緩和			
意見・要望 等の内容	<p>一部の地方公共団体において、コジェネ設備・IPP設備・軽油超深度脱硫設備等、省エネ・環境対応関連設備を導入する場合にも、大気汚染防止法より厳しい条例等により、ばい煙、ばいじん排出量等の現状非悪化が行政指導されている。</p> <p>こうしたコジェネ設備・IPP設備・軽油超深度脱硫設備等、省エネ・環境対応関連設備を導入する場合には、地方公共団体の指導は、大気汚染防止法の範囲内とすべきである。</p>			
関係法令	大気汚染防止法 地方自治体ごとの条例	共管	なし	
制度の概要	大気汚染防止法第4条及び第32条により都道府県等は条例により必要な規制を定めることが可能となっている。			
中間公表資 料との関係	環境省関係7頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計 画における記載	該当なし			
(説明)	<p>地域的な汚染に対応するために、大気汚染防止法は地方自治体に条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。</p> <p>都道府県等が大気汚染防止法による規則より厳しい措置を条例等にて実施することについては、各自治体が地域の実状に応じてその是非を合理的に判断すべきものとする。</p>			
担当局課室名	環境管理局大気環境課			

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1)公害等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会、規制 改革委員会	
項目	LNG発電のばい煙測定頻度の緩和等			
意見・要望 等の内容	大気汚染防止法において、「ガス専焼ボイラー」「ガスタービン」「ガス機関」はLNGを燃料とする場合であっても、年1回以上のばい煙濃度の測定が義務づけられている。しかし、LNG発電は、LNGを燃料とするため、ばいじん、硫黄酸化物の排出がほとんど無いものである。したがって、LNG発電については早急に排出実態調査等を実施し、その結果に基づいて、ばいじん、硫黄酸化物に関し測定方法の簡素化や測定義務の緩和等を検討すべきである。			
関係法令	大気汚染防止法	共管	なし	
制度の概要	大気汚染防止法では、排出ガスの自主測定義務を課しているが、大気汚染防止法施行規則第15条3号において、ガスタービン・ガスボイラー・ガス機関については年1回以上のばいじんの測定が義務付けられている。			
中間公表資料との関係	環境省関係 8 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【2 環境関係(3) 個別事項 ア公害等 LNG発電のばい煙測定頻度の緩和等(大気汚染防止法)】 LNGを燃料とする発電について、排出実態調査等の結果に基づき、ばいじん、硫黄酸化物に監視測定方法の簡素化や測定義務の緩和等を検討する。			
(説明)	平成10年4月の省令等改正において、ガス専焼のボイラー等については、ばいじんの自主測定頻度を年2回から年1回以上に緩和したところ。 今後は必要に応じ測定方法の簡素化や測定義務の緩和等を検討していくが、自主測定は事業者の自主確認のためにも必要であり自主測定自体の免除は困難である。			
担当局課室名	環境管理局大気環境課			



分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1)公害等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会、規制 改革委員会	
項目	燃料電池のばい煙測定頻度の緩和等			
意見・要望 等の内容	燃料電池用改質器のばい煙測定頻度の緩和等については規制緩和3カ 年計画において「排出実態調査結果を踏まえ、ばいじん等の測定方法を 簡素化または測定頻度を軽減する方向で検討する」とされている。現在 普及してきているリン酸型燃料電池においては、構造や燃料特性上、改 質器より発生するばいじん・硫酸化物の排出レベルが極めて低い環境 に対する負荷が低いエネルギー源である。したがって、ばい煙測定頻度 の緩和等については排出実態調査を踏まえ、その緩和等の検討を実施す べきである。			
関係法令	大気汚染防止法	共管	なし	
制度の概要	都市ガスを原料とする燃料電池は、その改質器が大気汚染防止法上の 「ばい煙発生施設」に該当するものとされ、現状、大気汚染防止法施行 令別表第1第2号に掲げる施設は重油換算50L/hを超える設備につい て、年2回以上のばい煙の測定が義務づけられている。			
中間公表資 料との関係	環境省関係9頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計 画における記載	【2環境関係(3)個別事項 ア公害等 燃料電池のばいじん等の測定方法】 燃料電池について、排出実態調査結果を踏まえ、ばいじん等の測定方 法を簡素化又は測定頻度を軽減する方向で検討する。			
(説明)	平成11年度に実施した排出実態調査に引き続き関係業界に対してヒアリング等必要な 実態把握及び今後の対策の検討を行っているところ。			
担当局課室名	環境管理局大気環境課			

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1)公害等	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	工業専用地域内における届出を要する特定施設の見直し		
意見・要望等の内容	本規制の目的は敷地境界における騒音・振動の規制基準値を担保することにある。現行の制度では、特定施設の数を変更する場合、その数が二倍以上の場合に届出が必要となる（騒音）。しかし、これは敷地境界の騒音・振動の増加と必ずしも対応しない。本来の目的を達成するために、特定施設の届出方法の運用が適切であるか否かを検討すべきである。		
関係法令	騒音規制法及び振動規制法第6条、第7条、第8条、第10条	共管	なし
制度の概要	都道府県知事の指定する地域内で事業者が著しい騒音又は振動を発生する施設である特定施設を設置しようとするときは、特定施設ごとの数等を都道府県知事に届け出ることとなっており（騒音規制法第6条、振動規制法第6条）またその届出内容に変更があった場合にも、その旨を届け出ることになっている（両法とも第8条）。ただし、騒音規制法では変更の内容が特定施設の種類を減少する場合、または直前に届け出た数の二倍以内に増加する場合、振動規制法では特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合については、届出の必要はない。		
中間公表資料との関係	環境省関係10頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	【2環境関係(3)個別事項 ア公害等 工業専用地域における届出を要する特定施設の見直し(騒音規制法、振動規制法)】 特定施設の届出についてその運用が適切であるか否かを検討		
(説明)	騒音規制法、振動規制法における工業専用地域内における特定施設（一定以上のプレス機械、送風機等）の現行の届出制度について、特定施設の種類ごとの数の変更が直接的に外部に対する振動・騒音の大きさを増加させるとは限らないという特性を考慮し、その運用が適切であるか否かを検討する。		
担当局課室名	環境管理局大気生活環境室		

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1)公害等	意見・要望提出者	(社)日本自動車工業会	
項目	ダイオキシン類排出濃度測定方法の緩和（排出ガス）			
意見・要望等の内容	ダイオキシン類排出濃度測定方法について、公定法では高価（約1億円）な分析装置（高分解能ガスクロマトグラフ/質量分析装置）を使用することとなっており、一般的でない。安価（約1千万円）で一般的な分析装置を使用して測定する方法も、公定法として認めてほしい。			
関係法令	ダイオキシン類対策特別措置 法施行令第4条	共管	なし	
制度の概要	ダイオキシン類対策特別措置法による特定施設の設置者は、排出される排出ガス、排水、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、ダイオキシン類の汚染の状況について、ガスクロマトグラフ質量分析計を用いて測定を行うことが義務づけられている。			
中間公表資料との関係	環境省関係 11頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【2環境関係(3)個別事項 ア公害等 ダイオキシン類排出濃度測定方法の緩和（排出ガス）】 ダイオキシン類排出ガス濃度の測定方法について、現行の測定法による分析装置を使用する方法のほか、特定の施設において、より安価な分析装置を使用する方法を公定法とすることを検討する。			
(説明)	排出ガスについては、排出基準が高濃度に設定されている施設の測定を中心に、ダイオキシン類の簡易測定法を検討するための調査を実施することとしており、平成13年度以降は、公定法（JIS）をベースとした簡易かつ廉価な測定法の検討を引き続き行うとともに、全ダイオキシン類の測定、特定の異性体のみの測定、前駆物質の測定等簡易測定法の比較等を行うことを予定している。			
担当局課室名	環境管理局大気環境課			

分野	10公害・廃棄物・環境保全関係 (1)公害等	意見・要望提出者	(社)日本自動車工業会	
項目	ダイオキシン類排出濃度測定方法の緩和(排出水)			
意見・要望等の内容	ダイオキシン類排出濃度測定方法について、公定法では高価(約1億円)な分析装置(高分解能ガスクロマトグラフ/質量分析装置)を使用することとなっており、一般的でない。安価(約1千万円)で一般的な分析装置を使用して測定する方法も、公定法として認めてほしい。			
関係法令	ダイオキシン類対策特別措置法施行令第4条	共管	なし	
制度の概要	ダイオキシン類対策特別措置法による特定施設の設置者は、排出される排出ガス、排出水、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、ダイオキシン類の汚染の状況について、ガスクロマトグラフ質量分析計を用いて測定を行うことが義務づけられている。			
中間公表資料との関係	環境省関係12頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	<p>排出水については、排出基準が10pg-TEQ/lと定められており、このような極微量の分析には、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計を用いることが不可欠である。</p> <p>よって、一般的に環境分析に用いられているような分解能のガスクロマトグラフ質量分析計による分析法をダイオキシン類に係る排出水の測定方法とすることは困難である。</p>			
担当局課室名	水環境部企画課			

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1)公害等	意見・要望提出者	(社)日本自動車工業会	
項目	ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設適用条件の緩和			
意見・要望 等の内容	アルミニウムくずの定義を明確にし、良品と粗悪品を区別し、良品くず使用のアルミ溶解炉、乾燥炉はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設から除外にしてほしい。			
関係法令	ダイオキシン類対策特別措置 法施行令第1条	共管	なし	
制度の概要	原料としてアルミニウムくず(工場内の圧延工程において生じたものを除く。)を使用するアルミニウム合金の製造の用に供する一定規模以上の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉はダイオキシン類対策特別措置法において特定施設として規制の対象とされている。			
中間公表資 料との関係	環境省関係13頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計 画における記載	該当なし			
(説明) ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴う関係政省令の整備にあたり、各種発生源からのダイオキシン類の排出状況、規制の必要性について検討を行い、アルミニウム合金製造工程については、アルミニウムスクラップを原料とする施設においては、原材料に塩素分が付着しており、さらにその溶解において不純物を除去するための塩素化合物等を使用していること等から、ダイオキシン類が発生しているものと考えられ、工場内の圧延工程において生じたアルミニウムくずを使用するものを除き、規制対象とされた。 工場内の圧延工程において生じたアルミニウムくずを使用するものについては、規制の対象から除いているところであるが、それ以外のアルミニウムくずについては、ダイオキシン類の発生の可能性が否定できないため、現時点で適用除外となる施設を追加することは困難である。				
担当局課室名	環境管理局大気環境課			

分野	10公害・廃棄物・環境保全関係 (1)公害等	意見・要望提出者	(社)日本自動車工業会	
項目	排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法			
意見・要望等の内容	排水中の弗素含有量の測定はJIS K0102 34に定める方法(ランタン-アリザリンコンプレキソン吸光光度法又はイオン電極法)とされているが、この方法では前処理として蒸留操作が必要とされており、測定に時間を要す。このため、排水についても、公定法として環境水のふっ素測定方法で採用されているイオンクロマトグラフ法を認めてほしい。			
関係法令	水質汚濁防止法14条	共管	なし	
制度の概要	排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法では、排水中の弗素含有量の検定方法は、JIS K0102 34に定める方法(ランタン-アリザリンコンプレキソン吸光光度法又はイオン電極法)とされている。			
中間公表資料との関係	環境省関係 14頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	ふっ素の排水基準の検定方法として、従来から採用しているランタン-アリザリンコンプレキソン吸光光度法及びイオン電極法に加え、今般、イオンクロマトグラフ法を採用することとしている。ただし、排水中にはイオンクロマトグラフ法の妨害となる懸濁物質等が存在する可能性が大きいいため、従来から採用している2つの方法と同様に、あらかじめ前処理として蒸留操作を行うこととしている。			
担当局課室名	水環境部企画課			

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1)公害等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	瀬戸内海環境保全特別措置法の見直し			
意見・要望 等の内容	特定施設の設置、変更が環境負荷の低減に寄与するものであり、現行の許可条件に合致する場合、申請を免除するか事後の届出としていただきたい。			
関係法令	瀬戸内海環境保全特別措置法	共管	なし	
制度の概要	瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「瀬戸法」という。)第5条及び第8条には、1日当たり50m <sup>3</sup> 以上公共用水域に水を排出する工場又は事業場は、特定施設の設置及び既設特定施設の変更事項の許可につき、事前に府県知事の許可を受けなければならないこととされている。 また、府県知事は、特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないと認めるときでなければ、許可をしてはならないこととされている。			
中間公表資料との関係	環境省関係15頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	<p>瀬戸法では、瀬戸内海が汚濁物質が滞留しやすい閉鎖性海域であるという特殊性にかんがみ、施設の設置について許可制としている。府県知事は、申請書及び事前評価等の内容により、特定施設の設置、変更が環境負荷の低減に寄与するものであり現行の許可条件に合致するかどうかも含め、当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであるかどうか審査し、許可を行うかどうか判断することから、事後の届出とすることは困難である。</p> <p>また、特定施設の設置、変更の許可は、瀬戸法第11条の発動につながるものであり、他方、水質汚濁防止法においても特定施設の設置、変更の事前の届出が義務づけられていることから、申請免除は困難である。</p> <p>なお、変更の許可を受ける場合、処理施設による処理後の汚水等の汚染状態の値及び当該汚水等の1日あたりの量が増大せず、かつ、排出水の排出の方法に変更がない場合には、変更の許可申請に際しての事前評価等に関する法第5条第3項から第7項までの規定による手続を要しない等、既に手続の迅速化、簡素化が図られているところである。(瀬戸法第8条第3項、施行規則第7条の2)</p>			
担当局課室名	水環境部閉鎖性海域対策室			

分野	10公害・廃棄物・環境保全関係 (1)公害等	意見・要望提出者	規制改革委員会、日本労働組合総連合会、(社)経済団体連合会他8団体	
項目	市街地の土壌汚染の処理に関する法制化の検討			
意見・要望等の内容	現在市街地の土壌汚染に関しては、法的な強制力を有する環境基準がないこと、汚染の処理に係る費用負担ルールがないこと、汚染情報の開示のルールがないこと等から様々な問題が起こっており、すみやかに法制化を含めた実効ある制度の検討をすべきである。(当該土地の用途に応じて浄化基準を設定することについて反対とするもの1件、土地利用転換に当たっての環境整備のあり方を早急に検討する必要があるとするもの1件)			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	市街地の土壌汚染対策については、水質を浄化し及び地下水をかん養する機能を保全する観点から原則としてすべての土壌を適用対象として「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年8月環境庁告示第46号)を設定し、その維持達成に向けて、平成11年1月に環境庁が策定した「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」に基づき、土地改変等の機会をとらえた環境基準の適合状況の調査、汚染土壌の回復対策等について事業者等に対する指導を実施しているところである。			
中間公表資料との関係	環境省関係16頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【2環境関係(3)個別事項 ア公害等 市街地の土壌汚染の処理に関する法制化の検討】 市街地の土壌汚染に関する対策について、法制化を含めた実効ある制度について検討			
(説明)	土壌汚染問題をめぐる最近の状況を踏まえ、平成12年12月から、環境庁水質保全局長(環境省環境管理局水環境部長)の委嘱による「土壌環境保全対策の制度の在り方に関する検討会」において土壌環境保全対策のために必要な制度の在り方に関する調査・検討を行っている。			
担当局課室名	環境管理局水環境部土壌環境課			



分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会、日本 労働組合総連合会、日本製紙 連合会	
項目	再資源化促進の観点からの廃棄物の定義の見直し			
意見・要望 等の内容	廃棄物の定義及び区分について、資源の有効利用、リサイクルの観点 から見直すべきである。			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律第2条	共管	なし	
制度の概要	<p>廃棄物とは、占有者が自ら規制し、又は他人に有償で売却することが できないために不要になったものをいい、それに該当するか否かは、そ の物の性状、排出の状況、通常取扱い形態、取引価値の有無及び占有 者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものとされている。</p> <p>また、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、産業廃棄物は事 業活動に伴って生じた廃棄物であって政令で定められた19種類のもの であり、一般廃棄物は産業廃棄物以外のものをいうこととされている。</p>			
中間公表資 料との関係	環境省関係 17頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計 画における記載	<p>【2環境関係(3)個別事項 イリサイクル・廃棄物 廃棄物の定義及び区分の見直し】</p> <p>廃棄物の定義及び区分について、処理責任との関係、適正かつ効率的 な処理の推進、排出抑制やリサイクルの推進などの観点から検討を行い、 必要な措置を講ずる。</p>			
(説明)	<p>平成12年の通常国会において、廃タイヤ等リサイクルと称して不適正に処理されてい る事例が多いため、定義を明確にできないかという指摘があったことを踏まえ、当面の 対応として、廃タイヤ等の適正処理を図るべく、廃棄物の定義の解釈の明確化を行い、 その旨周知したところ。</p> <p>廃棄物の定義及び一般廃棄物と産業廃棄物の区分のあり方については、処理責任との 関係、適正かつ効率的な処理の推進、排出抑制やリサイクルの推進などの観点から、関 係者の意見を踏まえつつ、平成13年度前半に検討を開始する予定である。</p>			
担当局課室名	廃棄物・リサイクル対策部企画課			

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	特定家庭用機器再商品化法におけるリサイクル率の定義見直し等			
意見・要望 等の内容	埋立廃棄されずリサイクルされたものは、有償、無償、逆有償を問わず再商品化(リサイクル)と定義すべきである。 リサイクル率・再生資源率等の類似の用語の統一を図るべきである。			
関係法令	特定家庭用機器再商品化法	共管	経済産業省	
制度の概要	家庭用の家電製品のうちテレビ等4品目について、小売業者に対してはこれらの廃棄物の引取り義務及び製造事業者等への引渡し義務を、製造事業者等に対しては引取り義務及び再商品化等実施義務を課すものとされている。			
中間公表資料との関係	環境省関係18頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明) テレビ等4品目から鉄などの有用物を回収した後に残るプラスチック廃棄物は逆有償で引き取られているものの、メーカーがリサイクルが可能な業者に処理を委託することについてあらかじめ主務大臣の認定を受けていればリサイクル率にカウントすることは可能である。 特定家庭用機器再商品化法では、リサイクル率(再商品化等の基準)として、リサイクルを行った廃家電の総重量の回収された有価物の量に対する割合を決めているのみであり、複数の用語使用により混乱が生じているとの指摘は当たらない。				
担当局課室名	廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室			

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会
項目	再生利用認定制度の見直し		
意見・要望 等の内容	再資源化促進等の観点から、再生利用認定制度を見直すべきである。		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8、第15条の4の2	共管	なし
制度の概要	一定の要件に該当する廃棄物の再生利用について環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置の許可が不要となる。		
中間公表資料との関係	環境省関係19頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成13年度中)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	【2環境関係 (3)個別事項 イリサイクル・廃棄物 再生利用認定制度の対象範囲の拡充】 再生利用認定制度について、過去の認定の例を体系的に整理し、同制度の対象品目として追加されるために満たすべき要件について、明確な指針を策定する等、再生利用認定制度の対象となる廃棄物の範囲を検討し、認定基準を満たす者については積極的に検討する。		
(説明)	再生利用認定制度の過去の認定例を体系的に整理し、同制度の対象品目として追加されるために満たすべき要件について、指針等の策定を行う予定である。		
担当局課室名	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課		

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会、日本 チェーンストア協会	
項目	一般廃棄物収集運搬業の許可制度の見直し			
意見・要望 等の内容	広域的な収集運搬を効率的に行うことを目的として、行政単位毎に必要とされている現行の一般廃棄物の収集運搬業の許可制度を見直すべきである。			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、第7条第4項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第3号、第2条の3第3号	共管	なし	
制度の概要	一般廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、広域的な再生利用等について一定の要件を満たす場合には、環境大臣の指定により業の許可を不要としている。			
中間公表資料との関係	環境省関係20頁			
状況	措置済・措置予定 検討中 (実施(予定)時期：平成6年4月)		措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	<p>廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理責任を負っており、これに基づく一般廃棄物の処理は市町村の自治事務とされている。市町村は、この原則の下でその策定する一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物の収集・運搬及び処分を行わなければならないこととされており、収集・運搬業に係る許可もまた、市町村の処理責任及びこれに基づく事務と不可分の関係にある。</p> <p>広域的な収集運搬を効率的に行うことを目的として、現行の一般廃棄物の収集運搬業の許可制度を見直すことは、当該市町村の一般廃棄物処理計画及びそれに基づく市町村による一般廃棄物処理との調整が不可能となり、市町村による一般廃棄物の収集運搬の非効率化や、他の市町村から搬入される一般廃棄物による処理施設の能力不足等の混乱を生じる可能性が高く、適切でない。</p> <p>なお、広域的に収集・運搬することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる一般廃棄物であって、環境大臣が定めたものを適正に収集・運搬する者であって環境大臣が指定した者等は、廃棄物処理業の許可を不要としている。</p>			
担当局課室名	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課			

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	廃棄物処理業及び施設設置に係る許可を得る場合の事務の簡略化(環境影響評価法関係)			
意見・要望等の内容	<p>廃棄物処理業及び施設の許可を得る場合の事務が煩雑であり、特に、アセス、都市計画審議会の承認が必要な場合には、時間がかかりすぎる。</p> <p>廃棄物の処理のうち、循環資源のリサイクルに寄与するもの(廃プラ処理施設や資源循環関連施設等)は、特例扱いするなどして、事務の簡素化をしていただきたい。</p>			
関係法令	環境影響評価法	共管	なし	
制度の概要	<p>環境影響評価法の対象事業として、埋立処分場所の面積30ha以上の一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場の設置等を第1種事業とし、埋立処分場所の面積25ha以上30ha未満のものを第2種事業としている。</p>			
中間公表資料との関係	環境省関係 2 1 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
<p>(説明)</p> <p>環境影響評価法では、環境への著しい影響を及ぼすおそれのある事業に対して、環境影響の調査、予測、評価や意見聴取等の手続を義務づけるものであり、廃棄物処分関係では、一定規模以上の廃棄物最終処分場に限定しており、廃プラ処理施設等については対象外である。</p>				
担当局課室名	総合環境政策局環境影響評価課			

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会
項目	廃棄物処理業及び施設設置に係る許可を得る場合の事務の簡略化(廃棄物処理法関係)		
意見・要望等の内容	廃棄物処理業のうち、循環資源のリサイクルに寄与するものは、特例扱いするなどして、廃棄物処理業及び施設設置許可に係る事務を簡素化すべきである。		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条	共管	なし
制度の概要	一般廃棄物処理業を行う者は、当該業を行う区域を管轄する市町村長、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該施設を設置しようとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。		
中間公表資料との関係	環境省関係 2 2 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	<p>【2環境関係 (3)個別事項 イリサイクル・廃棄物 個別リサイクル法の対象となる品目に対する廃棄物処理法の施設許可の検討】</p> <p>個別リサイクル品目の対象となる品目の処理施設については、その処理方法や施設の特徴を精査し、生活環境保全上の影響について調査検討した上で、類型化が可能かどうかと併せて、廃棄物処理法上の許可要件が適正であるか否かを検討し、その結果を明らかにする。</p>		
(説明)	<p>廃棄物処理施設の施設許可は、リサイクルされるものか否かに関わらず、生活環境保全上の見地から行われるものである。例えば、申請のあったリサイクル施設が生活環境保全上の支障を生じないという状態が個別具体的に示されている場合であれば、当然のことながらその支障の程度が許可の判断とされるものである。</p> <p>現在の施設の許可要件についても、施設の類型ごとに必要な基準が定められているが、こうした観点から合理的な要件及び基準の検討は必要と考えている。</p>		
担当局課室名	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課		

分野	10公害・廃棄物・環境保全関係 (2)廃棄物	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	管理型最終処分場にかかる基準の見直し			
意見・要望等の内容	管理型最終処分場に関連して、 不透水地層の定義として「透水係数 $k < 10^{-5}$ cm/sec、かつ、連続して存在する層厚が5m以上」と同等以上の遮水効力を有する地層の判断基準について明確にしてほしい。 遮水構造について、遮水シート以外の材料が使用できるようにしてほしい。			
関係法令	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	共管	なし	
制度の概要	廃棄物最終処分場には、一定の要件を備えた遮水層を有しなければならない。			
中間公表資料との関係	環境省関係 2 3 頁			
状況	措置済・措置予定 検討中 (実施(予定)時期：平成10年7月)		措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明) 不透水地層の定義については、「最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について」(平成10年7月16日環水企301号・衛環63号)において、同等以上の遮水効力を有する地層の判断基準について述べている。 また、遮水層については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第1条第5項イ(1)において、「次のいずれかの要件を備えた遮水層又はこれらと同等以上の効力を有する遮水層を有すること。」と明記している。				
担当局課室名	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課			

分野	10公害・廃棄物・環境保全関係 (2)廃棄物	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会、日本チェーンストア協会	
項目	産業廃棄物の収集運搬業の許可制度の見直し			
意見・要望等の内容	広域的な収集運搬を効率的に行うことを目的として、行政単位毎に必要なとされている現行の産業廃棄物の収集運搬業の許可制度を見直すべきである。			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項ただし書き、第4項ただし書き 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第3号、第10条の3第3号	共管	なし	
制度の概要	産業廃棄物の収集運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（保健所設置市にあっては市長）の許可を受けなければならない。ただし、広域的な再生利用等について一定の要件を満たす場合には、環境大臣の指定により業の許可を不要としている。			
中間公表資料との関係	環境省関係 2 4 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施時期：平成6年4月)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
<p>(説明)</p> <p>廃棄物処理法上、都道府県は、その区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることとされており、各都道府県は区域内の廃棄物の減量その他その適正な処理に関し廃棄物処理計画を策定することとされている。収集・運搬業に係る許可は、都道府県の産業廃棄物の状況を把握する事務と不可分の関係にある。</p> <p>広域的な収集運搬を効率的に行うことを目的として、現行の産業廃棄物の収集運搬業の許可制度を見直すことは、当該都道府県における産業廃棄物の適切な状況把握が不可能となり、都道府県による計画の達成を通じた廃棄物の減量、適正処理の推進が困難になる可能性が高く、適切でない。</p> <p>なお、広域的に収集・運搬することが適切であり、かつ、再生利用の目的となる産業廃棄物であって、環境大臣が定めたものを適正に収集・運搬する者であって環境大臣が指定した者等は、廃棄物処理業の許可を不要としている。</p>				
担当局課室名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課			



分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	同一グループ会社間での効率的なリサイクルの推進			
意見・要望等の内容	分社化により別会社となった場合に、実態上親会社の一体管理となっている場合は、廃棄物処理法の特例措置(新たな別会社の業の許可を不要とする)を講ずるべき。			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第4項	共管	なし	
制度の概要	産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県(保健所設置市にあっては市長)の許可を受けなければならない。			
中間公表資料との関係	環境省関係25頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	<p>廃棄物処理法上、事業者が子会社を作り、産業廃棄物の処理をすべて当該子会社に委託して行わせる場合、子会社はあくまで親会社とは別法人であるので、その業が専ら特定の事業者のために行われるとしても、他者の産業廃棄物の処理を反復継続して行うこととなるので、当該子会社は産業廃棄物処理業の許可が必要となる。</p>			
担当局課室名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課			

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	建設汚泥の産業廃棄物からの除外			
意見・要望 等の内容	建設汚泥については、建設発生土や浚渫土と同様に産業廃棄物から除外すべきである。			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項	共管	なし	
制度の概要	産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥等の廃棄物をいうものとされている。			
中間公表資料との関係	環境省関係26頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施時期：平成11年3月)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)				
建設現場から排出される汚泥の中には産業廃棄物に該当しないものも考えられることから、平成11年3月に「建設廃棄物処理ガイドライン」を策定し、産業廃棄物となりうる汚泥について定めたところである。				
建設汚泥については、汚水の発生や汚泥の流出などのおそれがある泥状を呈し、生活環境保全上支障が生ずるおそれのある廃棄物であるから、建設発生土や浚渫土と同様に土砂として扱うことは適切でない。				
なお、建設汚泥については高規格堤防の築造材としてその再生利用を行う場合に、当該再生利用の内容が生活環境保全上の支障がないものとして環境大臣の認定を受けた場合には、廃棄物処理法の業及び施設の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理を行うことを可能とする制度の対象としている。				
担当局課室名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課			

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	廃棄物の分類コードの統一			
意見・要望 等の内容	廃棄物分類コードは現在複数あり、廃棄物の適正処理と物量の的確な把握のため、コードとその解釈を統一すべきである。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	廃棄物を数値記号等に分類するため、個々の団体がそれぞれの目的、用途、便宜に応じて、独自に分類コードを設定しこれを用いていることがある。			
中間公表資料との関係	環境省関係 27頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明) 廃棄物の分類コードは、紙マニフェストについては事業者若しくは業界団体、自治体への報告書については自治体というように、各主体が、それぞれの便宜等に応じて設定するものであり、国が統一的に定めることは困難である。				
担当局課室名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課			

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	マニフェスト制度のIT活用による合理化			
意見・要望等の内容	自治体において、産業廃棄物に関するマニフェスト情報を電子データでも受け付けること。 日本産業廃棄物処理振興センターでも同様とすること。			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3及び第12条の5	共管	なし	
制度の概要	管理票交付者は、管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。 情報処理センターは電子マニフェストに関する事項を都道府県知事に報告しなければならない。			
中間公表資料との関係	環境省関係28頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明) 各都道府県が電子化されたデータに対応しうるかどうかは、各都道府県の事情により異なると考えられるため、一律に管理票に関する報告書を電子化することは困難である。 なお、産業廃棄物管理票交付者(電子マニフェスト使用の場合は情報処理センター)の都道府県知事に対する報告義務については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成12年厚生省令第115号)附則第2条で、平成13年4月1日から当分の間適用しないこととされている。				
担当局課室名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課			

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・要望提出者	(社)日本自動車工業会	
項目	産業廃棄物管理票の保存に関する緩和			
意見・要望 等の内容	多数の取引先全ての加入とその取引先による入力という電子マニフェスト制度の活用は困難であるため、事業者による加盟・代行入力を可能にするか、市販あるいは各社独自の電子システムも認可していただきたい。			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5	共管	なし	
制度の概要	事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合において運搬受託者及び処分受託者から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬または処分が終了したことを報告することを求め、一定期間内に所要の事項を情報処理センターに登録したときは、産業廃棄物管理票の交付を要しない。			
中間公表資料との関係	環境省関係 29 頁			
状況	一部措置済 検討中 (実施(予定)時期: )		一措置困難 その他	
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明) 事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理することとなっている(排出事業者責任の原則)ことから、事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合には産業廃棄物が適正に処理されていることを確認しなければならない。このため、事業者はその産業廃棄物の引き渡しと同時にマニフェストを交付して適正処理を確保することとなっており、そうした趣旨からすれば事業者による加盟・代行入力を可能とすることは困難である。 また、各社独自の電子マニフェスト等については、事業者が自社内で使用しているLANシステムを活用して情報処理センターとの情報のやりとりが可能となるようシステムを改善したところである。				
担当局課室名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課			

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会
項目	医療廃棄物処理の諸制度の改善		
意見・要望 等の内容	医療機関から排出される廃棄物を独立させ、新たな処理基準を設定すべきである。		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条	共管	なし
制度の概要	医療機関から排出される廃棄物には、人への感染を引き起こす可能性のあるものや注射針等の鋭利なものが含まれており、その取扱いには特別な配慮が必要である。このため、廃棄物処理法に基づき、感染性廃棄物を特別管理廃棄物として区別し、取扱いについて規制を設けるとともに、「感染性廃棄物処理マニュアル」を作成し適正処理のガイドラインを示している。		
中間公表資料との関係	環境省関係30頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	【2環境関係 (3)個別事項 イリサイクル・廃棄物 医療機関から排出される廃棄物の適正処理のための制度改善】 有識者や医療機関代表者等関係者の意見を聴き、感染性廃棄物の非感染性化の認定についての客観的な基準を策定するなど、感染性廃棄物の定義を客観的に判断できるものにすることを検討する。		
(説明)	感染性廃棄物の定義を客観的に判断できるものにするについて、有識者や医療機関代表者等関係者の意見を聞きながら、平成13年度前半には検討を開始することとしている。		
担当局課室名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課		

分野	10公害・廃棄物・環境保全関係 (3)その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	カラス等一般鳥獣営巣除去の許可申請・事後報告義務の緩和			
意見・要望等の内容	供給支障の防止及び電力設備の保全を目的とした鳥獣営巣の除去について、カラス等の一般鳥獣の場合は、卵がある場合でも許可申請・事後報告を廃止すべき。			
関係法令	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条	共管	なし	
制度の概要	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条において、狩猟以外の野生鳥獣(卵を含む)の捕獲に際しては、都道府県知事又は環境大臣による捕獲許可が必要とされている。 捕獲の期間が満了し、又はその許可の効力が失われた場合には、許可証の返納及び捕獲結果の報告を義務づけている。			
中間公表資料との関係	環境省関係31頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【2環境関係(3)個別事項ウその他 カラス等営巣除去の許可申請・事後報告義務の緩和】 カラス等の営巣除去の申請者負担軽減のため、野生鳥獣の保護繁殖を図りつつ、手続き運用面の簡素化を検討。			
(説明)	鳥獣保護法において、鳥獣の捕獲を行う場合に都道府県知事(希少種の場合は環境大臣)の許可を得なくてはならないこととされているのは、野生鳥類の雛及び卵は生態的に特に脆弱であり、その捕獲を安易に認めると鳥類の生息に重大な支障を及ぼすおそれがあるためである。 また、野生鳥獣の捕獲によって得られた情報は、適切な捕獲を含む保護管理を行う上で非常に重要なものであるため、この手続は野生鳥獣の適正な保護管理を図る上で必要なものである。 しかしながら、各事務手続については、関係者にとって煩雑な部分もあると考えられるので、運用面での簡略化の方策を引き続き検討する。			
担当局課室名	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室			

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (3)その他	意見・要望提出者	カナダ
項目	建材分野におけるエコマーク表示対象追加		
意見・要望等の内容	天然更新された森林資源はエコマーク表示の対象とはならないと決定されている。国際的に受け入れられた認証（例：ISO、CSA、FSC）が、現行の技術に対する一つの選択肢として、エコマーク表示制度に採用されるよう強く要請する。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	<p>廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品（エコマーク商品類型115）の認定基準</p> <p>環境に関する基準として、木質部の原料として、間伐材・小径材、廃木材、建築解体木材及び低位利用木材の配合率が100%（重量割合）であること、と規定されている。</p> <p>間伐材・小径材：人工林で産出される末口径14cm未満の間伐材・小径材の素材（丸太）</p> <p>廃木材：使用済みの木材（使用済み梱包材など）、木材加工工場などから発生する残材（製材工場などから発生する端材など）などの木材及び木質材料。</p> <p>建築解体木材：解体された建築物から産出された木材及び木質材料。</p> <p>低位利用木材：林地残材、かん木などの木材及び木質材料。樹皮などを含む。</p>		
中間公表資料との関係	環境省関係 3 2 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし		
(説明)	<p>エコマーク制度は環境省の指導の下、(財)日本環境協会において運営され、エコマーク認定基準は、学識経験者などの中立者、消費者、事業者からなる委員会において策定されている。本認定基準の制定時（1999年）にはFSC等の認定制度は十分に普及されているとは言えない状況であったため、認定基準には盛り込まれなかったと聞いている。認定基準は基準制定日より5年を期限として見直されることとなっており、その際にはこれらの認証制度の普及状況なども考慮に入れつつ、検討が行われることとなる。</p>		
担当局課室名	総合環境政策局環境経済課		



分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (3)その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会
項目	環境情報の開示方法の整理・統合		
意見・要望等の内容	環境情報の開示方法は、ISOの環境ラベルタイプ、 の規定に整理・統合していただきたい。例えば、タイプラベルはエコマーク制度(ISO14021に基づく)、タイプラベルは事業者による自己宣言(ISO14024に基づく)、タイプラベルは定量的環境情報(研究開発途上)とし、 今後は、これ以外の環境ラベル、マークに類する制度を制度化しないでいただきたい。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	現在、環境情報の開示方法は、様々な種類のラベルが存在している。 エコマーク...ISO14024で定められたタイプラベル 省エネ表示JISマーク タイプラベル登録制度 } 経済産業省 JEMAIプログラム		
中間公表資料との関係	環境省関係33頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし		
(説明)	御意見の通り、環境省としても、製品の環境情報の開示・提供に当たっては、消費者に無用の混乱を与えないよう、整理された形で進められることが重要と認識している。 タイプラベルについては、環境省としては御意見の通り、エコマークを我が国における制度として、引き続きその推進を図る方針である。 また、タイプラベルは事業者の自主的な自己宣言、タイプラベルは研究開発途上と認識している。		
担当局課室名	総合環境政策局環境経済課		

分野	10公害・廃棄物・環境保全関係 (3)その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	自治体の環境に関する上乗せ条例等に関するルールの確立			
意見・要望等の内容	<p>我が国では、国の環境基準のほかに、地方公共団体の条例、地方自治体との公害協定等の上乗せ規制が存在し、これらが過剰な規制となり産業界の自主的な取組を阻害している。</p> <p>環境に関する基準については、国の定めた基準を最優先すべきである。地方公共団体による上乗せ基準は、明確な判断基準か科学的な証明を必要とすべきである。</p> <p>上乗せ基準の上限を定め、大半の地方公共団体が上限一杯の上乗せ基準を定めた場合には、国の基準自体を見直すこととすべきである。</p>			
関係法令	特定化学物質の環境への排出量把握等及び管理の改善に関する法律 都民の健康と安全を確保するための環境に関する条例	共管	経済産業省	
制度の概要	<p>人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境(大気、水、土壌)への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する(P R T R制度)。</p>			
中間公表資料との関係	環境省関係34頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	<p>東京都が平成12年12月の改正条例において定めた制度は、P R T R法上の制度と類似しているが、その義務の内容は、都が従来から実施している大気・水質規制の対象物質について管理を行うための措置であると承知している。</p> <p>いずれにせよ、類似の制度の導入により、対象事業者に対し過度の負担とならずに化学物質の適切な管理が図られるよう、その運用に当たっては、必要に応じ都ともよく連携を取ってまいりたい。</p>			
担当局課室名	環境保健部環境安全課			

分野	15資格制度関係 (2)必置資格	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会
項目	特定工場における公害防止管理者の必置規制の見直し		
意見・要望等の内容	電力供給業の内出力1万kW未満の内燃力およびガスタービン発電所は、特定工場の対象から外し、公害防止管理者の選任を不要とするか、または、一定の条件の下に無資格者の選任も可能とすべきである。併せて、代理者は無資格でも選任可能とすべきである。		
関係法令	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条、第6条及び第7条	共管	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
制度の概要	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律において、大気関係公害防止管理者が必要とされる特定工場は、製造業、電気供給業、ガス供給業または熱供給業に属する事業の用に供する工場のうち、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げるばい煙等発生施設(廃棄物焼却炉を除く)を設置している工場で、有害物質に係るばい煙発生施設を設置しているか、または排出ガス量が1万立方メートル以上の工場となっており、これら工場においては、公害防止管理者等の選任を義務づけている。		
中間公表資料との関係	環境省関係35頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし		
(説明)	<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(以下「本法」という。)は、大気汚染防止法その他の公害防止規制法による措置を補完するため、当該公害防止規制法の対象施設を設置する一定の工場(特定工場)について、公害防止管理者等の選任を義務づけるものである。ガスタービンについては、大気汚染防止法施行令により燃料の燃焼能力が重油換算毎時50ℓ以上のものを大気汚染防止法上のばい煙発生施設として定めている。これは、電気事業法第17条の規定による経済産業大臣の許可に係らしめられるかどうかにかかわらず、大気汚染防止法の目的である国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点から定められているものである。従って、大気汚染防止法等の公害防止規制法の補完措置である本法の特定工場についても、同じく電気事業法第17条とかかわりなく定められるものである。よって、本法による公害防止管理者の選任を不要とする、即ち本法の特定工場から除外することは困難である。なお、ばい煙発生施設に該当するガスタービンを有しないガスタービン発電所については、本法の特定工場とはならない。</p> <p>また、本法が公害防止管理者の業務として規定する燃料の検査、ばい煙量測定、施設の操作・点検・補修、事故時の応急措置、緊急時の必要な措置などについては、担当者が公害防止のための多様な業務を的確に行いうる者として十分な知見を有していることが求められることから、仮に燃焼の方法とばい煙処理の方法が単純であったとしても、これら公害防止のための多様な業務を行うための知識が必要ないとは言いがたい。したがって、無資格者を公害防止管理者等とすることは困難である。</p>		
担当局課室名	環境管理局総務課		

分野	15資格制度関係 (2)必置資格	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	公害防止管理者の資格認定取得に係る要件の見直し			
意見・要望等の内容	公害防止管理者(水質関係第4種)の資格認定証取得のための講習の受講資格は、実務経験年数で3～7年に設定されているが、この年数の短縮または廃止をして欲しい。			
関係法令	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条、第6条及び第7条	共管	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省	
制度の概要	一定の技術資格又は、一定の学歴及び実務経験を有する者には、所定の認定講習を受講することにより、その講習の修了者には国家試験合格者と同等の資格が付与される。			
中間公表資料との関係	環境省関係36頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
<p>(説明)</p> <p>公害防止管理者等の資格を取得するには、毎年定期的実施される国家試験に合格することが原則的、一般的であるが、国家試験合格と同等の資格を得ることが出来る資格認定講習は、例えば必要な有資格者の育成と確保が急務である場合等本法の目的を達成するため、必要性があると認められた場合に実施している、いわば国家試験を補完する措置である。</p> <p>そのため、直ちに公害防止管理者等として職務を果たすに足りる一定の専門知識や技術的業務に係る実務経験等を受講要件として求めているところであり、若手技術者の育成を目的とした講習ではないため、実務経験を廃止することは困難である。</p>				
担当局課室名	環境管理局総務課			

分野	15資格制度関係 (2)必置資格	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	公害防止管理者の制度の在り方の見直し		
意見・要望等の内容	現在、環境問題は、環境・公害問題の状況や各企業の公害防止体制の実態など、環境・公害問題をめぐる諸情勢を踏まえて、公害防止対策のためにどのような制度が最も適切であるのかを検討し、当該検討の中で、公害防止管理者、公害防止主任管理者の必置規制の在り方についても再検討するべきである。		
関係法令	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条、第5条及び第7条	共管	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
制度の概要	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律において、一定の条件を有する特定工場においては、公害防止管理者、公害防止主任管理者等の選任を義務づけている。		
中間公表資料との関係	環境省関係 37頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	【5 資格制度関係 資格制度に係る個別措置事項 (2) 必置資格等代替手法の導入 a】 公害防止対策のためにどのような制度が最も適切であるかを検討し、公害防止管理者、公害防止主任管理者の必置規制のあり方について検討する。		
(説明) 国民の健康の保護と生活環境の保全を図る上で、産業公害の防止に万全を期すことは必要不可欠であるが、各企業において公害防止のための最低限の取組を担保する本制度は必要である。そのため、本意見のように、人の必置規制から組織的な環境管理への転換を行うためには、現行制度と同等又はそれ以上の効果を有する新たな組織の仕組みについて慎重に検討することが必要。			
担当局課室名	環境管理局総務課		

分野	15資格制度関係 (2)必置資格	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	公害防止主任管理者の必置規制の見直し		
意見・要望等の内容	大気と水質につきそれぞれの公害防止管理者資格を有するものを共に任命し、両者が緊密に連携しつつ効果的な公害防止対策が実施できるような組織体制ができているような場合には、主任管理者の必置を免除することについて検討すべきである。		
関係法令	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第5条、同施行令第11条	共管	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
制度の概要	煤煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で排出ガス量及び排出水量が一定量以上である施設においては、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する公害防止主任管理者を選任しなければならない。		
中間公表資料との関係	環境省関係 38頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	【5 資格制度関係 資格制度に係る個別措置事項 (2) 必置資格等代替手法の導入 b】 大気と水質につきそれぞれの公害防止管理者を共に任命し、両者が緊密に連携しつつ効果的な公害防止対策が実施できるような組織体制ができている場合には、公害防止主任管理者の必置を免除することについて検討する。		
(説明)	公害防止主任管理者は、密接な関係にあるばい煙と汚水の両発生施設の公害防止管理者を包括的に指揮する立場にあり、関連性を持った公害防止対策が行える様必置を義務づけているが、今後、特定工場において、双方の施設の公害防止管理者が連携しつつ効果的な公害防止対策が実現できる組織体制が一般化するようであれば検討を行いたい。		
担当局課室名	環境管理局総務課		

分野	15資格制度関係 (2)必置資格	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	公害防止主任管理者等の試験科目の共通化・免除		
意見・要望等の内容	大気と水質の両方の公害防止管理者資格を有するものは公害防止主任管理者の有資格者になり得るという制度があることから、公害防止管理者と公害防止主任管理者の試験科目について共通化や免除等の検討をすべきである。		
関係法令	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第11条、同施行規則別表第3	共管	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
制度の概要	公害防止主任管理者の資格は、公害防止主任管理者試験に合格した者であるか、大気関係第1種又は第3種有資格者であり、かつ水質関係第1種又は第3種有資格者である者とする。		
中間公表資料との関係	環境省関係39頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	【5 資格制度関係 資格制度に係る個別措置事項 (2) 必置資格等 関連類似資格の統合、相互乗り入れ b】 試験科目の共通化や免除について検討する。		
(説明)	公害防止主任管理者は水質と大気各公害防止管理者を指揮する者として、双方にまたがる包括的な知識能力が求められており、試験においてもこの様な観点から出題されているものであるが、今後、試験科目の免除等についての可能性を検討してまいりたい。		
担当局課室名	環境管理局総務課		

分野	15資格制度関係	意見・要望提出者	個人
項目	資格試験の回数の増加		
意見・要望等の内容	資格試験について回数を増やすべきではないか。		
関係法令	(浄化槽管理士)浄化槽法第45条第1項及び第46条第2項 (公害防止管理者)特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条及び第8条 (臭気測定業務従事者)悪臭防止法第13条第1項 (環境カウンセラー登録制度)平成8年環境庁告示第54号	共管	(公害防止管理者)財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省 (浄化槽管理士、臭気測定業務従事者及び環境カウンセラー登録制度)なし
制度の概要	<p>現在環境省が所管している資格及び現行制度の概要は以下のとおり。</p> <p>(浄化槽管理士)浄化槽管理士免状の交付を受けるためには浄化槽管理士試験に合格しなければならず、浄化槽管理士試験は環境大臣が行うものとされている。</p> <p>(公害防止管理者)公害防止管理者の資格は、国家試験に合格したもののその他政令で定める資格を有する者とされており、国家試験は毎年少なくとも1回行うこととされている。</p> <p>(臭気測定業務従事者(臭気判定士))臭気判定士免状の交付を受けるためには臭気判定士試験(年1回)と嗅覚検査(随時実施)に合格しなければならない。</p> <p>(環境カウンセラー登録制度)環境カウンセラーとして登録されるためには、環境大臣の実施する審査(書面及び面接)に合格しなければならない。</p>		
中間公表資料との関係	該当なし		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし		
(説明)	<p>(浄化槽管理士)法令上、年間の試験の実施回数について制限しているものではないが、受験希望者数(平成12年度試験では1000人)及び試験事務量を勘案すると年1回とするのが適当である。</p> <p>(公害防止管理者)法令上、年間の試験の実施回数について制限しているものではないが、試験事務量を勘案すると(現状でも試験の問題作成には半年以上の期間をかけている)年2回以上の問題作成作業を行うことは困難である。</p> <p>(臭気測定業務従事者)法令上、年間の試験の実施回数について制限しているものではないが、受験希望者数(平成12年度試験では861名)及び試験事務量を勘案すると年1回とするのが適当である。</p> <p>(環境カウンセラー登録制度)法令上、年間の試験の実施回数について制限しているものではないが、登録希望者数(平成12年度は788名)及び試験事務量を勘案すると年1回とするのが適当である。</p>		
担当局課室名	廃棄物・リサイクル対策部浄化槽対策室(浄化槽管理士) 環境管理局総務課(公害防止管理者) 環境管理局大気生活環境室(臭気測定業務従事者) 総合環境政策局環境教育推進室(環境カウンセラー登録制度)		



分野	16その他	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	地方自治体における法解釈、提出書類等の統一化について			
意見・要望等の内容	地方分権一括法が昨年4月1日から施行されたが、法律等の解釈の違い、提出書類等の不統一が数多く散見される現状にあり、地域を超えて新たに事業を行っていく際に種々の負担が過重となっていることから、その是正を強力に進めていただきたい。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要				
中間公表資料との関係	環境省関係40頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	当省所管法令の解釈等の不統一により具体的な問題が生じた場合には、当該地方公共団体に対し、地方自治法に基づき必要な範囲において助言等を行ってまいりたい。			
担当局課室名	大臣官房総務課			